

---

## 定期試験受験について

---

### ◆ 定期試験受験上の注意

#### 【試験日程の原則】

\* 定期試験は、原則として、授業と同一の曜日・時限に実施されます。

#### 【試験教室・座席表の確認】

- \* 対面の場合は、授業が行われている教室が試験教室となります。座席については担当科目教員の指示にしたがってください。
- \* オンラインの場合は、試験教室はありませんが、通信環境の良い場所で受験してください。通信環境に不安がある学生は、大学の Wi-Fi 教室で受験してください。
- \* 試験については、担当科目教員の指示にしたがってください。指示にしたがわない場合は、「欠席」となる場合もございます。

#### 【学生証について】

\* 試験科目によっては、呈示が必要になります。担当科目教員の指示にしたがってください。

#### 【持込み可能品】

- \* 試験時の持ち込み可能品は、当該授業中に担当教員から指示されます。担当教員の指示に従ってください。
- \* 留学生に関して、「辞書」(本)の持ち込みが許可される科目と、許可されない科目があります。担当教員の指示に従ってください。

#### 【不正行為】

次の行為は、不正行為として罰せられます。

- ① 「持込み可能品」以外の物を持ち込むこと。
- ② 持ち込みを許可された教科書やノート等を他人と貸し借りすること。  
(貸した人、借りた人の両方が不正行為となります。)
- ③ 教科書やノートの持込が許可された場合、教科書やノートをコピーしたもの、またはノートの一部を切離したものを持ち込むこと。
- ④ カンニング(他人の答案を盗み見)をすること。周りの人と会話すること。
- ⑤ 携帯電話、スマートフォン、その他の電子通信機を使用すること。

### ◆ 学納金未納の場合(学則第14条「単位認定」、履修規程第19条「受験資格」)

指定された期日までに学納金を納めないと、単位は認定されません。

\* 定期試験を受験し「合格」したとしても単位は認定されません。

\* 追試験・再試験についても同様に、単位は認定されません。

◆ 定期試験予備（追試験）について（履修規程第 21 条「追試験」・22 条「追試受験申請」）

定期試験予備（追試験）は、「忌引き」「就職試験」「部活動」等の正当な理由があって、定期試験を受験できなかった場合で、かつ追試験受験申請時に提出する証明書等が認可された場合のみ受験が可能です。

【定期試験予備（追試験）の受験資格・証明書】

受験可能理由	必要な証明書
災害・事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故は警察署の発行する事故証明書</li> <li>・その他、罹災の証明が出来るもの</li> </ul>
忌引	会葬御礼のはがき、保護者の手紙等 ※ 三親等以内の親族（父母、兄弟、祖父母、おじ・おば）
疾病・傷害	医師の診断書等、受診の事実が証明できるもの （教務課で、当該病院受信の有無を確認します。）
就職試験等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「就職試験受験届」等（用紙はキャリアサポートセンター）</li> <li>・受験した会社担当者の証明</li> <li>・説明会参加：説明を受けた会社担当者の証明</li> </ul>
部活動等	所属部長の証明する「欠席理由証明書」 ※ 対外遠征試合出場、他大学と共催の文化活動への参加 ※ 地域交流への参加（学生課または国際交流センターの証明）
通信不調	通信環境不良により受験できず、試験時間中に教務課まで 電話連絡した学生のみ 電話連絡は、その試験時間内（+ 10 分）に限定
その他真に止むを得ない理由	関係部署等の発行する証明書、保護者等の手紙等 ※ 教務課に相談すること

\* 証明書等を必ず持参のこと。証明できるものがない場合は受験申請を受けない。

\* 定期試験期間中、病気になったら、必ず病院で受診すること。

\* 証明書・診断書等を偽造した場合は、受験できない上に罰せられる。

<万難を排し定期試験を受験しよう！>